



このマークが目印!

東京都水道局では、地震等の災害により断水した時に水を配る場所を整備しています。もしもの時のため、近くの**災害時給水ステーション**を確認しましょう。

市外のステーションでも水を受け取れます。**ご利用の際には清潔な容器をご用意ください。**



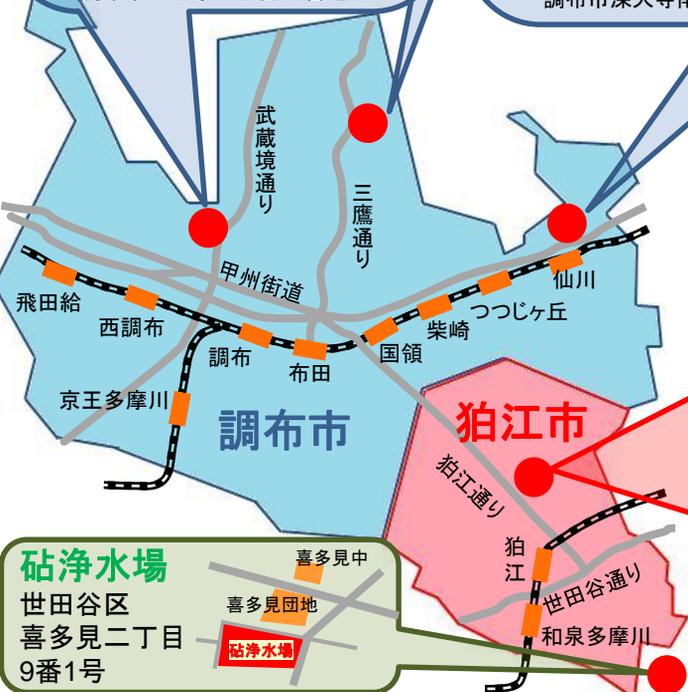
調布市上石原一丁目34番地7



調布市深大寺南町五丁目56番地1



調布市仙川町三丁目6番地27



狛江市和泉本町四丁目6番1

### 砧浄水場

世田谷区  
喜多見二丁目  
9番1号

★災害時給水ステーションは、水道局ウェブサイトでも確認できます！

<http://www.waterworks.metro.tokyo.jp/> ⇒



【発行者】

東京都水道局多摩給水管理事務所

【お問い合わせ】

東京都水道局 お客さまセンター  
0570-091-100(ナビダイヤル)

# 震災時の水の確保のために

一人一人の水の確保が大切です！

地震直後に何より役に立つのは、くみ置きした水道水です。

## 水のくみ置き三つのポイント

◆ ふたのできる清潔な容器に口元いっぱい ◆

蛇口から直接水道水をペットボトルなどの容器に口元までいっぱいに入れてください。

◆ 目安は一人一日3リットル ◆

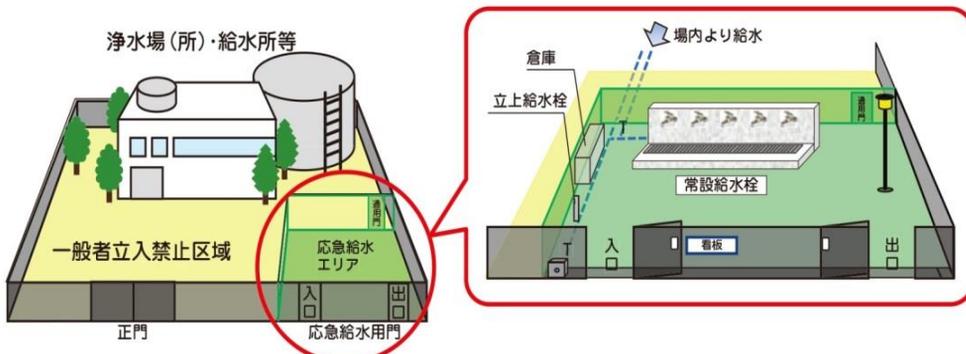
くみ置きの目安は、成人で一日3リットル。1歳未満の乳幼児は一日1リットルです。

◆ 保存は冷暗所で3日、冷蔵庫で10日 ◆

直射日光を避け暗く涼しい場所での保管は3日程度、冷蔵庫では10日程度です。



## 災害時給水ステーション(給水拠点)はどうなっている？



整備後の応急給水拠点



◆ 応急給水エリアを仕切り柵で区分、専用の出入り口を設置 ◆

◆ 蛇口をひねるだけで給水できる常設給水栓を設置 ◆

◆ 市町や自治会など「自助・共助」による応急給水活動が可能 ◆

大型看板が目印です



給水拠点には、目印となる  
大型案内看板を設置しています。  
(注: 看板がない拠点も一部あります。)

